

第2章 身体障害者診断書・意見書の記載について

第2章 身体障害者診断書・意見書の記載について

- 1 診断書・意見書(以下「診断書」という。)は、障害が法別表に該当するか否かの認定だけでなく、障害等級の認定、補装具の給付等の援護措置の基礎となるものですので、その作成に当たっては、**第3章の解説等を十分に理解のうえ、所要の事項についての確に記載してください。**
- 2 **種類の異なる障害が二以上ある場合は、各々の障害について、それぞれ担当する指定医の診断書が必要です。**
- 3 **診断書は、越谷市身体障害者福祉法施行細則（平成18年埼玉県規則第54号）様式第3号に定められた所定の様式を使用してください。**
障害の種類ごとの診断書の様式は、第3章の障害区分ごとの解説の中に掲載してあります。
- 4 **診断書（総括表）の記載要領は次ページのとおりです。**
〔平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」等参照〕
- 5 各障害の状況及び所見欄は、障害の状況を判定するために必要な事項について、それぞれの診断書様式に示された測定方法等によって厳正に検査、診断し記載してください。
なお、**障害区分ごとに診断書作成の際留意していただきたい事項については、第3章の各診断書様式の次にまとめてありますので、参考としてください。**

身体障害者診断書・意見書(障害用)

総括表

氏 名	年 月 日生	男・女
住 所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他()	

① 障害名

部位とその部分の機能の障害を記載する。

(記載例)

- 1 視覚障害(両眼視力障害、両目視野障害等)
- 2 聴覚又は平衡機能の障害
聴覚障害(内耳性難聴、後迷路性難聴、中枢性難聴等)
平衡機能障害(末梢性平衡失調、中枢性平衡失調、小脳性平衡失調等)
- 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
音声機能障害(喉頭摘出、発声筋麻痺等)
言語機能障害(失語症、運動障害性<麻酔性>構音障害等)
そしゃく機能障害(そしゃく・嚥下機能障害、咬合異常によるそしゃく機能障害)
- 4 肢体不自由
上肢機能障害(右手関節強直、左肩関節機能全廃)
下肢機能障害(左下肢短縮、右膝関節著障)
体幹機能障害(下半身麻痺) / 脳原性運動機能障害(上下肢不随意運動)
- 5 内部機能障害
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害
ぼうこう機能障害(ぼうこう全摘、回腸導管、尿管皮膚瘻、高度の排尿機能障害等)
直腸機能障害(治癒困難な腸瘻、高度の排便機能障害等)
小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

② 原因となった疾病・外傷名

障害をきたすに至ったいわゆる病名を記載する。

(記載例)

- 1 視覚障害
糖尿病性網膜症、緑内障、加齢黄斑変性等
- 2 聴覚又は平衡機能の障害
先天性風疹症候群、先天性難聴、遺伝性難聴、ストレプトマイシンによる難聴、老人性難聴、慢性化膿性中耳炎、音響外傷、髄膜炎、メニエール病、小脳出血等
- 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
喉頭腫瘍、脳血管障害、唇顎口蓋裂、感音性難聴、重症筋無力症、唇顎口蓋裂、下腫瘍切除後の舌の欠損等
- 4 肢体不自由
足部骨腫瘍、脊髄損傷、脳性麻痺、脳血管障害等
- 5 内部機能障害
ア 心臓機能障害 僧帽弁狭窄兼閉鎖不全症、冠動脈硬化症等
イ じん臓機能障害 慢性糸球体腎炎等
ウ 呼吸器機能障害 肺結核、肺気腫等
エ ぼうこう・直腸機能障害 ぼうこう腫瘍、クローン病、潰瘍性大腸炎、直腸腫瘍、二分脊椎、先天性鎖肛等
オ 小腸機能障害 小腸間膜血管閉塞症、小腸軸捻転症、外傷、クローン病、腸管パーチェット病、乳児期難治性下痢症等
カ ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害 HIV感染
キ 肝臓機能障害 C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変、ウィルソン病による肝硬変

③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)	障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総合所見	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 (再認定の時期 年 月後) </div>
⑥ その他参考となる合併症状	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する(級相当) ・該当しない	
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を明記し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。	

③ 疾病・外傷発生年月日

疾病の場合又は発生年月日が不明の場合は、医療機関における初診日を記載する。
月、日について不明の場合は、年の段階に留めることとし、年が不明確な場合は、
〇〇年頃と記載する。

④ 参考となる経過・現症

障害が固定するに至るまでの経過を記載し、障害固定又は障害確定（推定）の時期を記入する。

なお、現症については、個別の所見欄に該当する項目がある場合は、この欄の記載を省略してもさしつかえない。この場合所見欄には現症について詳細に記載すること。

⑤ 総合所見

障害の状況についての総合的所見を記載する。

個別の所見欄に記載がある場合には、省略してさしつかえないが、生活上の動作、活動に支障がある場合には、個別の所見欄に記載された項目の総合的能力を記載する。

将来再認定

障害の状態が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合に再認定を実施する。再認定の時期については、1年以上5年以内の期間内に実施する。

ただし、心臓ペースメーカ及び体内植え込み（埋込み）型除細動器（ICD）を植え込みした者（先天性疾患により植え込みしたものを除く。）については植え込みから3年以内の期間に再認定を実施する。

また、障害認定日の年齢が3歳未満の場合は6歳時に実施する。

具体的には次の場合に記載すること。

ア 成長期に障害を認定する場合

イ 将来的な手術等により障害程度に変化が予測される場合

ウ 将来、障害がある程度変化すると予想される場合（脳血管障害発症後3か月程度の比較的早い時期の場合、心臓ペースメーカ等の植え込みの場合など）

⑥ その他参考となる合併症状

複合障害の等級について総合認定する場合に必要となるので、他の障害（当該診断書に記載事項のないもの）についての概略を記載することが望ましい。

（例 肢体不自由の診断書に「言語障害あり」等を記載する）

⑦ 身体障害者福祉法第15条第3項の意見

障害が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見を記載する。

また、該当すると思われる障害程度等級を参考意見として記載する。

なお、障害等級は都道府県知事が当該意見を参考とし、現症欄等の記載内容によって決定するものである。

注) 障害程度が法別表に該当しないと判断されるもの及び認定が困難なものについては、越谷市社会福祉審議会に諮問の上、決定します。

このページは編集上の都合により
意図的に余白としています。